

出張報告書

No.7584626
議決済

下関市議会議長殿

令和元年10月21日

職氏名 議員 星出恒夫	用務 ・「自治体のための災害法制実務と新たな防災教育セミナー」参加(広島県広島市) ・ゴミステーションの管理と課題違反ゴミの実情と課題及び対策(兵庫県尼崎市)
期間 令和元年10月17日から 令和元年10月18日まで	出張先 広島県 広島市 兵庫県 尼崎市

詳細は別紙のとおり

防災セミナー及び業務調査報告書⇒下関市議会（星出恒夫）

●自治体のための災害法制実務と新たな防災教育セミナー

～教訓を活かす「災害復興法学」のすすめ～

- ・日 時：令和元年10月17日（木）14時～17時15分
- ・場 所：広島YMCA国際文化センター
- ・講 師：岡本 正（岩手大学地域防災研究センター客員教授）
- ・内 容

○みなさまの「自然災害」への備えは何ですか。

- ・災害情報の把握、自分自身のリスク管理

○過去の避難所の写真を見て課題を見つけましょう

- ・100年の歩みをみて、避難所が改善されていない。
- ・ベッドがない場合の災害関連死⇒血栓が見つかる
- ・従来の簡易トイレは公衆衛生上・防犯上の問題がある。和式は駄目、においが強烈、車いすの方が利用できない。
- ・いつも同じメニュー、プロの不在、ボランティアに依存した不安定な炊き出し、コンビニ弁当のローテーション
- ・トイレに行きたくないの、水分をとらない。

○災害救助法に事細かに定められている⇒県の責務、日本は災害大国

- ・避難所、応急仮設住宅の設置、食品、飲料水の給与、医療、助産等
- ・避難所の設置のため支出できる費用は1人1日あたり320円以内
- ・食品の供給、炊き出しその他に支出できる経費は、1人1日あたり1140円以内

○福祉避難所で、特別な配慮が必要な場合は実費を加算することが出来る。

- ・行政も理解していない場合が多い。手続きをこま目にしてほしい。

○災害救助法は実は柔軟な「上乘せ」を認めている。

- ・特別基準は都道府県知事が内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法および期間を定めることが出来る⇒県に要望し、市が出来ることをする能力があるかどうかは課題。
- ・1日2日で終わらない避難所は快適な避難所にするべく努めなければならない。

○イタリアの避難所は快適⇒初日からボランティアと提携している。簡易ベッド、空調

- ・アメリカの避難所もベッドが用意されている。
- ・段ボールベッド等⇒一刻も早い雑魚寝の解消をすべき⇒避難所の正しいイメージを⇒国費

- ・コンテナトイレの活用⇒食事よりも緊急性高い⇒清潔・安全
- ・キッチントラック⇒温かいものが出来る⇒プロの料理人による炊き出し

○災害時における個人情報の利活用政策

～安否情報・避難行動要支援者情報の共有～

- ・個人情報の共有⇒地域が支援の担い手⇒担い手は地域によって異なる
- ・個人情報保護法の目的⇒個人の権利利益の保護
- ・迷ったときにどうすれば良いのか
- ・個人情報保護条例は自治体によって異なっている。
- ・個人情報の取扱いは直接収集、目的外に使わない、開示しない。
- ・南相馬市は緊急事態に福祉部長は障害者手帳リストを開示して、命を救った。
緊急時のルールが出来ていなかった。
- ・災害時における個人情報の共有⇒2013年6月成立、2014年4月施行
改正災害対策基本法が統一ルールを整理
- ・完全な同意は考えられない。
- ・同意がとれない人は、市の条例に特別の定めがある場合はOK
- ・本人同意～推定同意の手法は厳しい⇒緊急性と言った方が良い。
- ・審議会の答申を得る⇒100自治体程度が行っている。
- ・同意のない人に開示できる制度について、神戸市と横浜市は先進自治体

●調査都市：尼崎市

- ・日 時：令和元年10月18日（金）9時30分～11時
- ・場 所：尼崎市議会会議室
- ・対応者：尼崎市経済環境局環境部長 檀野浩司、資源循環課課長 吉岡辰郎
業務課庶務係長 鎌田直、業務第1係長 中原俊哉
- ・内 容

各戸収集の現状と課題

○全体概要

- ・焼却場が2箇所とリサイクルセンターが一つ、焼却炉は約500トン
- ・職員は現業職員含めて190人、現在、現業職員は募集停止
- ・50cmを超えるものは大型ごみとして扱っている。
- ・家庭ごみ指定袋制度は平成14年4月からだが、有料制ではない。有料制にすると税金の2重取りだという批判がある。導入する際は、相当の理由が必要。
- ・現在の一人一日ゴミ排出量は954gだが、年々減っているが最近は減少も停滞気味。

○委託収集と直営収集

- ・家庭ごみの収集は世帯数比で委託が65%、直営が35%
- ・各戸収集で現業職員は収集車29台で87名、作業長16名、給料も多少差異がある。過去は収集車50台以上あり、現業職員も150人程度いたこともある。ずっと3人乗車であり、現在は3トンのパッカー車
- ・狭隘地区は別途委託、軽自動車で回っている。

○高台地収集

- ・一部車が入らない所は地域の合意が得られたところ（持ち出し協力場所）にごみを出してもらう。ただし、1地域10世帯程度である。市全体では300箇所くらいある。
- ・高齢化率27.1%と全国平均よりやや高くなっている。その中でどうしても取りにきてくれと言う場合は、各戸収集として家の前まで取りに行く場合もある。ただし、地域と協議の上が前提(主に自治会)で対応していく。
- ・ステーションについては届け出はいただくが、許可書と言うことはない。

○抜き去りの現状

- ・各戸収集でもアルミ缶だけとか、新聞だけを取っていく場合も多い。
- ・マンションはマンションのみのゴミ捨て場所を決めている。
- ・抜き去りに対する条例制定は難しい。（無主物）
- ・抜き去りに対するパトロールはしている。

○ごみ収集の経緯

- ・定期収集は昭和41年からであるが、その時から各戸収集であった。2分の1は随意契約でしていたが、現在は指名競争入札で透明性を確保している。

○違反ごみ、不法投棄の現状と対応

- ・各戸収集の場合は違反ごみに対して、その場で指導が出来る。中には、指導しても直らない人もいる。基本は8時までに出すようにしている。
- ・不法投棄の監視は委託でパトロールしている。
- ・防犯に関して必要な補助制度は県にある。防犯カメラは年間30台程度
- ・地域の方から違反ごみの通報があれば、現地調査をしたうえで違反ごみステッカーを1週間したあとに、ごみ収集するようにしている。

○経費比較と有料化

- ・現業職員の給料表は現在業2であるが、過去はそうでない時もあった。
- ・経費比較すると、直営は委託の1.3倍となり、今後は委託の比率が高くなることとなる。しかし、直営部分も0には出来ない。
- ・各戸収集のため指定ごみ袋は1種類のみで十分。各戸収集のメリットと考えられる。
- ・ごみの有料化は京都市のみなので、なかなか踏み切れない。
- ・最終処分場は168自治体で経費を負担して行っており、特に現在のところ、危機感を感じていない。